

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十六年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「〔法〕という。）」の下に「、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号。以下「政令」という。）」を加える。

第三条を次のように改める。

第三条 省令第三条に規定する知事が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 建築物の敷地に接する道路の中心の高さ（以下「道路中心の高さ」という。）が、建築物の敷地の地盤面の高さ（以下「地盤面の高さ」という。）より高い場合
- 二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第一項の建築物の場合

2 省令第四条に規定する知事が規則で定める距離は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める距離とする。

- 一 前項第一号に掲げる場合に該当し、かつ同項第二号に該当しない場合 政令第四条各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、道路中心の高さから地盤面の高さを減じて得られた長さを加えた距離
- 二 前項第二号に掲げる場合に該当し、かつ同項第一号に該当しない場合 政令第四条各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、当該建築物のいづれかの部分の高さから軒の高さを減じて得られた長さ（零を下回る場合は零）及び基礎の高さから地盤面の高さを減じて得られた長さを加えた距離
- 三 前項各号のいずれにも該当する場合 政令第四条各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、道路中心の高さから地盤面の高さを減じて得られた長さ（当該建築物のいづれかの部分の高さから軒の高さを減じて得られた長さ（零を下回る場合は零）及び基礎の高さから地盤面の高さを減じて得られた長さを加えた距離

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。